

別表第1(第3条関係) 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(契約違反)</p> <p>1 本市発注の物品購入等の実施に当たり、契約に違反するなど、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由がなく、契約を解除したとき。</p> <p>(2) 履行遅滞があったとき。</p> <p>ア 2箇月以上の履行遅滞</p> <p>イ 1箇月以上2箇月未満の履行遅滞</p> <p>ウ ア、イ以外で契約の履行遅滞により、遅延利息の請求がなされたとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>2 安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者(治療30日を超える傷病をいう。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき又は火災、水害、その他重大な事故を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市発注の物品購入等における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の物品購入等における事故</p> <p>ウ 和歌山県外の物品購入等における事故(多数(5名以上をいう。)の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。)</p> <p>(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 本市発注の物品購入等における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の物品購入等における当該事故が重大(治療60日を超える傷病、又は後遺症がある場合。)であると認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>2月</p> <p>1月</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>4から6月</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>2から4月</p> <p>2月</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)</p> <p>3 安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者(治療30日を超える傷病をいう。)を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>ア 本市発注の物品購入等における事故</p> <p>イ 和歌山県内の他の物品購入等における事故</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2から4月</p> <p>2月</p>

<p>ウ 和歌山県外の物品購入等における事故(多数(5名以上をいう。)の死傷者を出すなど社会的及び経済的に著しく大きい損失を生じさせたとき。)</p>	<p>2月</p>
<p>(2) 負傷者を生じさせたとき。</p>	
<p>ア 本市発注の物品購入等における事故</p>	<p>1から3月</p>
<p>イ 和歌山県内の他の物品購入等における当該事故が重大(治療60日を超える傷病、又は後遺症がある場合。)であると認められたとき。</p>	<p>1月</p>